

平成31年 3 月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成31年 3 月 20 日 開 会

平成31年 3 月 20 日 閉 会

宮古地区広域行政組合

平成 3 1 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

平成 3 1 年 3 月 2 0 日（水曜日）

午前 1 0 時 4 0 分開議

議 事 日 程

1 報 告 事 項

- （１）議会運営委員会審議結果の報告について
- （２）宮古地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画について

2 協 議 事 項

- （１）平成 3 1 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の概要について
- （２）平成 3 0 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）の概要について
- （３）宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案について
- （４）宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例案について

3 そ の 他

出席議員（１２名）

1 番	合 砂	丈 司 君	2 番	木 村	誠 君
4 番	黒 沢	一 成 君	5 番	伊 藤	清 君
6 番	高 橋	秀 正 君	7 番	畠 山	昌 典 君
8 番	畠 山	拓 雄 君	9 番	落 合	久 三 君
10 番	尾 形	英 明 君	11 番	阿 部	吉 衛 君
12 番	菊 地	大 君	13 番	藤 原	光 昭 君

欠席議員（１名）

3 番 八重樫 龍 介 君

説明のための出席者

事 務 局 長	鈴 木 登 志 美 君
総 務 課 長	山 本 克 明 君
施 設 課 長	田 中 晋 君
施 設 課 主 幹	坂 本 好 治 君
消 防 長	沢 田 達 雄 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	上 沢 隆 君
総 務 課 長	畠 山 毅 君
指 令 課 長	和 山 勝 富 君

議会事務局出席者

書 記	山 崎 祥 君
-----	---------

◎開 会

○議長（藤原光昭君） それでは、そろったようでございます。それでは、宮古地区広域行政組合議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

最初に議事日程でございますが、初めに議長が開会を宣言いたします。

次に、諸報告で、監査委員からの平成30年度定期監査及び平成30年度例月現金出納検査の結果について、その写しをもって報告とするものです。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は5番、伊藤清議員、6番、高橋秀正議員にお願いをいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月20日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3の施策大綱説明ですが、管理者が議長の許可を得て説明をいたします。なお、一般質問はございませんでした。

日程第4で、議案第1号 平成31年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第5で、議案第2号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

日程第6で、議案第3号 宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第7で、議案第4号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第8で、し尿汲取り料金の適正化に関する陳情を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。これについて何かご質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようでございます。

それでは、次に移ります。

◎宮古地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画について

○議長（藤原光昭君） 次に、宮古地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画について、事務局の説明を求めます。

田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 資料のナンバー１をごらんください。

宮古地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画を策定いたしましたので、計画の概要についてご説明いたします。

資料の１ページをごらんください。

本計画の目的と位置づけでございますが、国が策定した地球温暖化対策計画、これに沿って組合の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減等を推進するため、計画期間における目標を設定し、目標達成に向けた実施施策や推進体制などを定めるものでございます。

２ページをごらんください。

当該計画の基本的事項でございます。2013年度を基準年度とし、2030年度を目標年度に定め、対象範囲を組合の全ての事務事業として、温室効果ガスの排出量削減を図るものでございます。また、当該計画のフォローアップの観点から、５年後の2022年度に計画の見直しについて検討を行い、必要に応じ改定を行うものでございます。

３ページをごらんください。

温室効果ガスの排出状況でございます。温室効果ガス総排出量につきましては、基準年度の2013年度に比べ、直近の2017年度において約18%増加しております。また、部門別では廃棄物部門が全体の97%を占め、このうち約70%が一般廃棄物の焼却によるものでございます。

４ページをごらんください。

排出削減目標として、目標年度である2030年度まで基準年度である2013年度の水準を維持することを目標としております。また、目標達成に向けた基本方針として、燃料使用量、電気使用量及び一般廃棄物焼却量の削減に取り組むものとしております。

なお、具体的な取り組みとして、中段以降に片仮名のアからオとして項目立てをし、取り組み内容の具体について掲載しております。

５ページ以降に、当該計画に関する推進体制、フォローアップ体制及び公表などに関する取り組みについて掲載しております。

また、巻末に、参考資料として温室効果ガス総排出量の算定方法などについて添付しております。

以上が地球温暖化対策実行計画の概要でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何かございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、次に移ります。

◎平成31年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の概要について

○議長（藤原光昭君） 次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり、4件でございます。

それでは、平成31年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の概要についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 座らせていただいて説明をしたいと思います。

当初予算の概要につきまして、資料ナンバー2の平成31年度宮古地区広域行政組合予算の概要で説明させていただきます。

初めに、資料ナンバー2の1ページ、年度別一般会計当初予算の状況をごらんください。

平成31年度の宮古地区広域行政組合一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ31億2,858万8,000円で、前年対比2億276万1,000円、6.9%の伸びとなっております。

款別の主な増減について説明をいたします。2、歳出をごらんください。

3款衛生費が10億691万5,000円の計上で、前年度比1億1,680万4,000円、13.1%の増、4款消防費が19億9,983万1,000円の計上で、前年対比9,049万4,000円、4.7%の増となっております。

増額の要因でございますが、3款衛生費では、宮古清掃センターに係る委託料の増及び自走式破砕機の整備を計上したもの、4款消防費では、宮古消防署の高規格救急自動車、化学消防ポンプ自動車、山田消防署の水槽付消防ポンプ自動車、岩泉消防署の消防ポンプ自動車及び田野畑分署の小型動力ポンプの購入を新規計上したことによるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

31年度の主な歳出予算内容について説明いたします。

3款2項1目清掃総務費1億6,179万6,000円は、町村のごみの収集運搬に係る経費などを計上するものでございます。なお、ごみの収集運搬委託料は、構成町村の積算によるものでございます。

2目から6目までは、それぞれ施設の運転管理業務委託料など人件費を含みます運営に要する経費でございます。

2目ごみ焼却施設費3億6,080万8,000円は、宮古清掃センターの管理運営に要する経費でございます。前年比較4,448万5,000円の増額となっておりますが、燃料単価の高騰による燃料費等の増及び施設運転管理委託料に係る設計見直しによる委託料の増が主な増額の要因でございます。

3目埋立処分地施設費1億8,168万3,000円は、最終処分場の管理運営に要する経費でございます。前年比較6,381万5,000円の増額となっておりますが、自走式破砕機の整備が主な増額の要因でございます。

4目し尿処理施設費2億608万4,000円は、施設の管理運営に係る経費でございます。前年比較1,051万円の増額となっておりますが、取水ポンプの更新に係る経費がその要

因となっております。

5 目汚泥混焼施設費1,071万6,000円は、施設の管理運営に要する経費でございます。前年比較266万円の減は、30年度施工工事の終了によるものでございます。

6 目リサイクル施設費8,581万8,000円は、リサイクルセンター等4施設の管理運営に要する経費でございます。前年比較228万円は、乾電池処分委託料の減が主な要因でございます。

4 款消防費、1 項1 目常備消防費17億6,373万1,000円は、消防職員の人件費、消防救急業務等に要する経費を計上するものでございます。前年度と比較して5,121万4,000円の増額でございますが、人件費の増が主な要因でございます。なお、岩手県防災航空隊への派遣職員の人件費である特定財源として、県の負担金935万5,000円を歳入、県支出金に計上してございます。

2 目消防施設費2 億3,610万円は、庁舎施設の改修、車両購入及び備品購入などの消防施設の整備に要する経費の計上でございます。前年比較3,920万円の増額は、宮古消防署の高規格救急自動車、化学消防ポンプ自動車、新里分署の庁舎外構、山田消防署の水槽付消防ポンプ自動車、岩泉消防署の消防ポンプ自動車、田野畑分署の小型動力ポンプの整備が主な増額の要因でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。3 ページにお戻り願います。

平成31年度宮古地区広域行政組合当初予算歳入の概要でございます。

1 款分担金及び負担金は30億2,550万1,000円の計上で、構成市町村からの負担金でございます。前年度と比較して1 億9,545万4,000円の増となっております。構成市町村の負担金内訳につきましては、2 ページをごらんいただきたいと思います。平成31年度項目別市町村負担金の内訳表の下の表の右側、合計欄でございます。宮古市18億1,733万5,000円、山田町5 億6,717万4,000円、岩泉町4 億6,416万8,000円、田野畑村1 億7,682万4,000円となっております。

大変恐縮です、3 ページにお戻り願います。

2 款使用料及び手数料でございます。ごみ、し尿などの衛生関係処理手数料及び危険物取扱許可手数料などで、収入見込みにより5,351万7,000円の計上でございます。

3 款国庫補助金でございます。935万円で、放射性セシウム分析に係る廃棄物処理施設、モニタリング事業費補助及び水槽付消防ポンプ自動車整備事業に係る補助金でございます。

4 款1 項1 目消防費県負担金935万5,000円は、歳出でご説明いたしました岩手県防災航空隊の派遣職員の人件費でございます。

5 款財産収入でございます。36万1,000円の計上で、このうち36万円は宮古地区交通安全協会に対する土地貸付料でございます。

7 款諸収入3,050万3,000円、資源物売却代のほか収入見込み額を計上するものでございます。

次に、債務負担行為について説明をいたしますので、8 ページをごらんいただきたいと思います。

し尿中継貯留槽運搬業務委託の債務負担行為についてでございます。これまでの経過

でございますが、宮古広域管内3ヶ所に設置をしておりますし尿中継貯留槽からのし尿等の運搬につきまして、平成7年度の運搬車両の更新にあわせ、それまでの組合直営からし尿収集運搬許可業者が複数で設立をする法人を対象として財政状況などの資格審査を行い、指名競争入札または随意契約により受託業者を決定する方法により運搬業務を委託してきたところでございます。今般、債務負担行為を設定する理由でございますが、平成32年4月から業務を開始する上で、業務に要するし尿運搬車両の納入には11ヶ月程度を要することから、当該年度の契約では事業開始が困難となるところでございます。このことから、平成31年度に受託業者と契約を結びまして、受託者の車両確保に支障が出ないように対応するため債務負担行為を計上するものでございます。

以上が平成31年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の主な内容でございます。終わります。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何か質問ございますか。

落合議員。

○9番（落合久三君） ただいまの予算の概要の5ページ、歳出の3款2項2目ごみ焼却施設費、ここが前年対比で4,448万5,000円の増となっている中身で、ちょっと確認のため質問をいたします。

ごみ焼却施設費の事務事業と書いてあるところ、整備計画計上経費、2号誘引通風機整備、1号吸じん機整備、1号一次送風機整備、これが前年度にはのっていませんので、多分、要するに更新の時期でこういう計上になったんだというふうに理解するんですが、ここに書いてある2号誘引通風機、1号吸じん機、1号一次送風機、これらは、端的に言えば何年サイクルで更新するものなののでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 今ご指摘の機器につきましては、更新というよりも保守整備になります。3年から4年ごとの整備で、実績あるいはメーカーの推奨の期間を総合的に判断して計画的に行っているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） これは、新たにじゃなくて、整備をし直す。3年から5年。

それから、その下に書いてある1号誘引機、通風機整備は、こっちはマイナスになっているということは、これはもう使わない、処分するために予算計上が要らなくなったという意味ですか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） この整備計画計上の整備ですけれども、これは機器の保守、保全の事業費になります。ですので、1号誘引・通風機については30年度にやっていますので、次の保守整備は3年から4年後ということになります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） なるほど、わかりました。

それから、3款2項3目埋立処分地施設費、同じように、ここの表のナンバー1、回転円板主軸等整備費、これはなぜこういう計上をしているかというのは今わかったんで

すが、多分、先ほどの説明と同じように、保守点検が既に終わったので今年度は予算計上していないという意味だなというのは今聞いてわかったんですが、この円板主軸等、どの機械を指すんですか。行ってみてわかりますか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） この回転円板主軸等の機器につきましては、これは最終処分場の水処理施設にある機器でございます。

○9番（落合久三君） 水処理。

○施設課長（田中 晋君） はい。浸出水を処理する施設がありまして、そこについている生物処理の過程の中で行う機器になります。ここの部分の主軸の部分が経年劣化で破損、折れるということがありますので、折れる前に補修を行うということでございます。

○9番（落合久三君） わかりました。あと最後、もう一点。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 次のページ、債務負担。8ページ。最後に課長が説明した債務負担ですが、途中まではわかったんですが、2の債務負担行為を求める理由なんですが、1行から2行目まではわかったんです。し尿運搬車両の納入に11ヶ月もかかるんで、当該年度の契約では事業開始が困難になることから、次、31年度に受託業者、中継槽に搬入をしてきた受託業者と契約を結び、受託者の車両確保に支障が出ないようにするためにというところまで、ちょっと具体的に何が不足で、どういう理由で債務負担を起こさないといけないのかがいまいちのみ込めなかったもので、単純な質問で申しわけないですが、説明をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 当該業務につきましては、車両についても組合のほうで指定をしております。この収集車両、運搬車両の納入に、組合のほうでも確認をしたんですが、やはり11ヶ月ぐらい要するというので、この新たなし尿の中継貯留槽運搬業務については、32年度からの事業でございます。32年4月に間に合うためには、どうしても31年度中に契約をして、11ヶ月以上の期間を確保した上で車両の準備をお願いするというものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうすると、31年度は、新しい車両が来るまでの間は今までのものを使うという、単純にそう理解していいわけね。わかりました。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） こっちでもいいんでしょうか。今、説明はなかったんですけども、予算上の中で、この中の25ページの上のほうに職員手当があるんですけども、手当の内容の中の休日勤務手当と退職手当負担金の割合が多いんですけども、その点の説明をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） ご質問の1つは、退職手当負担金でしたよね。

○4番（黒沢一成君） はい。

○総務課長（山本克明君） 退職手当負担金につきましては、通常の負担金のほかに退職者が見込める場合の特別負担金が計上されるので、多い金額になってございます。

それから、もう一つは、休日勤務は……消防ですね。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） それでは、休日勤務手当、主な部分につきましては消防費になりますので、私のほうから答えさせていただきます。

来年度、平成31年度の休日勤務手当につきましては、皇位のご継承に伴いまして休日日数が増えるということで、これに伴う休日手当の増額ということになります。

○4番（黒沢一成君） 了解しました。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○4番（黒沢一成君） いいです。

○議長（藤原光昭君） そのほかはよろしいですか。

高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 財産がどのくらいあるか俺もよくわかっていないんで、ちょっと聞きますけれども、混焼施設、リサイクル施設、し尿処理施設、埋立あるいはごみの焼却、各施設で財産はどのくらいあるんだべ。

○議長（藤原光昭君） 事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） 今のご質問でございます。正確な数字はちょっとわからないんですけれども、行政組合全体の財産でございます。29年度までの財産評価額でございますけれども、166億8,900万ほどになってございます。そのうちの約140億が廃棄物処理施設、残りが消防施設ということになってございます。

○6番（高橋秀正君） 166億8,900万。そのうちの8割、9割の140億が山の分だと。

○事務局長（鈴木登志美君） はい、廃棄物処理施設、山の分でございます。それ以外の部分が消防施設ということになります。

○6番（高橋秀正君） わかりました。とりあえず。

○議長（藤原光昭君） そのほかはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、次に進ませていただきます。

◎平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の概要について

○議長（藤原光昭君） 次に、平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の概要についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） それでは、平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算の概要につきまして説明いたしたいと思います。

資料ナンバー 3 でございます。資料ナンバー 3 の 1 ページをお開きください。

総括表を添付してございます。表は、歳出を款別に掲載いたしまして、今回の補正額を示し、その右側にそれぞれに充当する特定財源と一般財源の補正額を示してございます。

このたびの補正予算は、歳入におきましては、事業費の確定による県負担金等の増額、そのほか、収入見込額等による一般財源の増減額を、歳出におきましては、事業の確定、事業執行見込みにより減額をするものでございます。

補正予算の概要を歳出からご説明いたしますので、4 ページをお願いいたします。

2、歳出でございます。1 款議会費でございますが、46 万 5,000 円の減額でございます。内容は、議員視察研修に係る費用及び会議録作成委託料を事業執行見込みにより減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費 112 万 4,000 円の減額は、事業確定及び事業執行見込みにより減額をするものでございます。

3 款 2 項 2 目ごみ焼却施設費 684 万 1,000 円の減額は、需要費、役務費、委託料及び備品購入費につきまして、施設運営に要する経費の事業執行見込み及び事業確定により減額をするものでございます。

3 目埋立処分地施設費 144 万 5,000 円の減額は、役務費委託料については、施設運営に要する事業の執行見込みにより減額をするものでございます。

4 目し尿処理施設費 388 万 6,000 円の減額は、需要費、役務費及び委託料につきまして、施設運営に要する費用の事業執行見込みにより減額をするものでございます。

5 目汚泥混焼施設費 207 万 7,000 円の減額は、事業費委託料について、事業執行見込みにより減額をするものでございます。

6 目リサイクル施設費 127 万 3,000 円の減額は、報償費、需要費、役務費、委託料につきまして、事業費確定及び施設の運営に要する費用の事業執行見込みにより減額をするものでございます。

4 款 1 項 1 目常備消防費 326 万 1,000 円の減額は、委託料を事業執行見込みに、18 節備品購入費及び負担金及び交付金につきましては、事業確定により減額をするものでございます。

2 目消防施設費 167 万 4,000 円の減額は、宮古消防署補助訓練塔改修工事の事業費確定により減額をするものでございます。

以上、歳出予算 2,204 万 6,000 円の減額補正をするものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。3 ページにお戻りいただきたいと思います。恐縮です、3 ページにお戻りいただきたいと思います。

1 の歳入でございます。1 款 1 項 1 目組合負担金は 4,315 万 1,000 円の減額でございます。この負担金は、歳入の他の科目の補正額及び歳出でご説明した事務事業の補正額に基づき調整をし、補正をするものでございます。

主な増減理由等の欄をごらんいただきたいと思います。補正により減額をいたします構成市町村の負担金は、宮古市が 2,850 万 5,000 円、山田町が 679 万円、岩泉町が 557 万 6,000 円、田野畑村が 228 万円とそれぞれ減額をするものでございます。

2 款 2 項 1 目衛生手数料でございます。56万1,000円の増額及び2 款 2 項 2 目消防手数料10万7,000円は、いずれも収入見込みによるものでございます。

4 款 1 項 1 目県支出金は、派遣職員の人件費を交付見込額に変更するものでございます。

7 款 2 項 1 目諸収入の2,038万5,000円の増額は、東京電力賠償金、岩泉町派遣職員人件費及び資源物売却代につきまして、収入見込額に増額をするものでございます。

以上、歳入予算を2,204万6,000円の減額補正をするものでございます。

以上が平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何かございますか。

落合議員。

○9 番（落合久三君） こっちの補正の、こっちのほう、補正の議案の2－4ページ、2－5ページの議案第2号、補正。ここの7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入の説明書きのところなんです、東京電力株式会社賠償金530万、これでほぼ終わりなんですか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 東京電力株式会社賠償金につきましては、これは、埋立処分地の管理の中で、放射性物質汚染対処特別措置法の上乗せ基準の中で毎年敷設をしている遮水シート、これの購入経費がこの金額の大体の部分を占めております。これにつきましては、来年度が最後の敷設になりまして、この分、金額は面積によって若干変わってくるんですけれども、この大きな補償については、来年の敷設が最後なので、再来年度まで続きます。そのほかにつきましては、分析経費等、これについては継続して賠償を求めていく格好になります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9 番（落合久三君） わかりました。

もう一つ。その下にある岩泉町派遣職員人件費937万、これもちょっと説明をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 畠山課長。

○総務課長（畠山 毅君） 岩泉町職員の派遣人件費につきましては、岩泉町の要請に基づきまして、平成30年4月1日より消防司令長級の職員を岩泉町危機管理監として派遣をしているものでございます。こちらのほうの人件費負担金の確定により、所要額を計上させていただいたというところでございます。

○議長（藤原光昭君） そのほか。

黒沢議員。

○4 番（黒沢一成君） 今、落合議員が聞いたところの下に資源物売却代金というのがありますが、最近テレビで、中国のほうでプラのごみを買わなくなったとかというのが流れているんですけれども、その影響とかがあるのかどうかをお願いします。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 今ご指摘の件につきましては、昨年度から中国のほうでそう

いった廃棄物について受け入れをしないという情報がありまして、今年度も、ある程度その辺を考えていたんですけども、今のところ、そういった影響はない状況です。

来年度につきましても、その辺、古物商さんのほうを確認をしたんですけども、特に大きな影響はないというのが現状でございます。

○４番（黒沢一成君） わかりました。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 資料ナンバー４をご用意いただきたいと思います。

宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する案について説明をいたします。

現在、当組合の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例におきましては、一般廃棄物の収集運搬に係る業務は規定をされてございません。このため、毎年度の契約が必要となり、ごみの収集運搬業務の要請に対し迅速な対応が難しい状況にございます。長期継続契約を締結することができる契約に一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務を追加することにより住民サービスを安定的に供給できるとともに、業務受託者において効率的な運営が確保され経営の安定化が図れるなど効果が得られることが期待されます。そういったことで、今回、この条例改正に至ったところでございます。施行日は、公布の日から施行するものでございます。

２ページには、新旧対照表を添付してございますが、説明は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かございますか。

落合議員。

○９番（落合久三君） そうすると、今までもそうですが、今まで一般廃棄物の収集運搬は毎年度契約をやってきたと。それは、何か理由があってそうしてきたんじゃないんでしょうか。その辺のなぜ今回、意味はわかるんです、そのほうがいいんだろうなというふうにはわかるんですが、それぐらいそういう大事な問題をなぜ毎年度契約ということですと来たのか、私も正直知りませんでしたので、その経過を説明してください。

○議長（藤原光昭君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） 今の長期継続契約の関係でございますけれども、今回、条例に追加しようとする部分の主な目的は、先ほど債務負担行為の中でご説明しましたし尿中継運搬でございます。それがいわゆる車両を準備させる、長期継続契約の中で車両

を準備させる減価償却が5年かかります。その5年間の部分について長期継続契約を結ぼうというふうに考えまして、今回提案させていただくものでございます。

あくまで、今、組合が行っております町村のごみ収集につきましては、それぞれの町村の考え方もございます。町村の中にも、この長期継続契約の中にごみの収集の部分も条例で盛られているところもございますけれども、その辺につきましては、今後、それぞれの市町村さんと協議を進めて了解を得ながら、ごみの分まで長期継続契約を持っていければというふうに思っております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 今、最後のところも聞こうと思ったんですが、もう答えが出たので。ということは、各市町村でも関連する条例の改定をしてもらいたいということになる案件だということね。

○事務局長（鈴木登志美君） はい。

○9番（落合久三君） 事務局の考えは。

それから、同じところ。不勉強で大変申しわけないです。改正前も改正後も長期契約を締結できる（1）から（4）、私、不勉強で、端的に、長く説明しなくていいですから、（1）と（4）はどういうものが含まれているかをちょっと教えてください。

○議長（藤原光昭君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） まず、1つは、コピー機等の機器の部分になります。大きく。あとは、今までのように施設の運転管理でございます。今、ごみ焼却施設、埋立処分地施設、し尿処理施設について、ごみとし尿の施設については、3年の長期継続契約を結んでおります。その中に、今回、収集運搬をくっつけたというものでございます。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（藤原光昭君） そのほかは。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例案について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例案についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

上沢消防次長。

○消防次長兼消防課長（上沢 隆君） それでは、資料ナンバー5をごらん願います。

宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例案でございます。

資料の1ページをお開き願います。

1の改正趣旨でございますが、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すため、国の例に準じて、その法令違反の内容を利用者等へ公表する場合の規定を追加するものでございます。

2の改正内容でございますが、1つ目としまして、消防長は、防火対象物の消防用設

備の状況が消防法令の規定に違反する場合には、防火対象物を利用する者の防火安全性の判断に資するため違反している旨を公表することができることを規定するものでございます。

2つ目としまして、消防長は、違反の公表をしようとするときは当該防火対象物の関係者に通知することを規定するものでございます。

3つ目としまして、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、管理者が規則で定めることを規定するものでございます。

3の施行期日でございますが、公布から1年の周知期間を経て、平成32年4月1日とするものです。

次のページには、改正する条例案を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何かございませんか。

高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 防火対象物というのは、ガソリンスタンドみたいな感じですか。

○議長（藤原光昭君） 上沢消防次長。

○消防次長兼消防課長（上沢 隆君） ガソリンスタンドも消防対象物には入るわけなんですけど、今回は、不特定多数の者が出入りするもの、飲食店や物品販売店、例えばあとは旅館、グループホームとかそういうところ、避難する際に誰か誘導する方がいなければならないような、人命危険対象物とも言うんですが、そういう対象物になっております。今回、ガソリンスタンド等は入っておりません。

○6番（高橋秀正君） 了解。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうすると、今言った飲食店、ホテル、旅館、グループホームなど、ただ、だから防火対象物というのではなくて、消防法令違反のあるというふうに書いてあるんですが、もうちょっと、個々の中身はどういうことなんでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 上沢消防次長。

○消防次長兼消防課長（上沢 隆君） 今回は、重大な消防法令違反ということでうたっています。重大なというのは、今回、国のほうでも平成24年ころに大きな火災があったために、そのときに、例えばスプリンクラー設備、それから屋内消火栓設備、あとは自動火災報知設備という大きな設備が、それが整備されていない対象物で事故が多かったということで、その3つに関して、今回設置されていない対象物を絞り込んだものでございます。それについて、設置されていなければ公表するというところでございます。

以上です。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） ああ、なるほど。了解しました。

ただ、もう一点だけ。福祉のほうで、グループホームを含め介護施設にはもうスプリンクラーを義務づけるというので、それぞれ条例改正をやって予算措置をして、基本的に介護施設はそうなっているんじゃないかと思うんですが、そういうのも、実際はまだ

なっていないところもあると。介護施設も、規模は別にして、毎年増えたり減ったりしているんで、そういうことなのかなと思ったのですが、そういう理解でいいですか。

○議長（藤原光昭君） 上沢消防次長。

○消防次長兼消防課長（上沢 隆君） グループホーム火災は、たしか平成18年の長崎県大村市というところでしたが、あそこであったときに、二百七十何平米くらいで小さな施設だったんですが、そこでもつけなさいということで来ていました。その後、それも取り払われて、面積に関係なく、グループホームであれば小さくてもということで、今は法が成っています。届け出が出てくるときには、もうついているのが基本なんですけど、ただ、用途変更というか、建物を変えた場合に、中にはついていないところがあるかもしれません。全国的にはそれが出てきているかもしれませんが、宮古管内に関してはありません。

以上です。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 最後。改正趣旨の最後のところに、法令違反の内容を利用者等に公表すると、命にかかわるような問題をはらむので公表するというのはやむを得ないのかなと思いながら読んだのですが、利用者等に公表するというのは、具体的にはどういうことを想定していますか。

○議長（藤原光昭君） 上沢消防次長。

○消防次長兼消防課長（上沢 隆君） これは、条例改正で、次に規則の改正、規則も改正しまして、そちらに細かく書いてあるんですが、そちらのほうで、広域のホームページ、ここに公表すると。広域のホームページを開いた時点でわかるような、消防法令違反のある対象物がありますよと、そういう制度がありますよというのをうたっています。そういうことです。以上です。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 私は、看板でもつくって、建物の前に、そうは思いませんが、この旅館は重大な消防法違反の建物だとやると、途端にもう営業ががた落ちになる、そういうことも含むんで、だけれども、そういう命にかかわるような問題でもあるんで、適切な形で公表して改善を求めるというのはもう全く異議なしなんですけど、とんでもない何か公表の仕方でも考えているのかなとちょっと思ったんで聞きました。わかりました。

○議長（藤原光昭君） そのほか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、そのほかでございますが、皆さんから、それとも事務局のほうから何かございますか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） 特にないようでございますので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 11 時 32 分閉会
